

せい ねん こう けん せい ど 成年後見制度

— 利用をお考えのあなたへ —



も く じ

- 1 成年後見制度の利用 P1 ●
- 2 成年後見人等の仕事について P3 ●
- 3 成年後見制度について P5 ●
- 4 手続きの流れ P7 ●
- 5 申立てについて P9 ●
- 6 成年後見人等の選任 P10 ●
- 7 適切な後見等事務を行っていただくために P11 ●
- 8 後見等事務及び報告 P13 ●
- 9 後見等の終了 P14 ●

せい ねん こう けん せい ど り よう 成年後見制度の利用

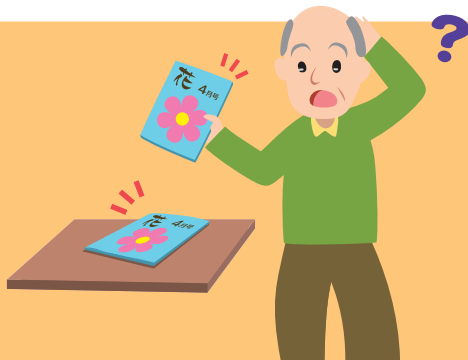
— 成年後見制度を使う前は —

1



お金の計算や管理が苦手で、高いものを
買ったり、役所や銀行などでの手続き
を行うときは、母親に任せていた。
ある日、母親が病気で倒れてしまった。

2



家にあったことを忘れて同じものを
買ってしまうことが増えた。一人暮らし
ではなく、グループホームに入所した方が
よいのか、自分では判断できない。

3



悪質業者からの電話があり、
だまされそうになった。最近、物忘れも
増えてきたので、今後だまされないか
心配だ。

4



将来、自分が認知症になったときには
誰が支えてくれるのか不安だ。

これからも安心して暮らしていくために
— 成年後見制度の利用を考えてみましょう —

— 成年後見制度を使うと —

成年後見人等が私の代わりに、銀行で
手続きをしてくれた。これからの生活は
成年後見人等がサポートしてくれるので
安心だ。



成年後見人等が相談にのってくれた。
そしてサポートを受けながら、
今までどおり自分の家で生活を続ける
ことになった。



たとえ、だまされて契約してしまっても、
成年後見人等がその契約を取り消して
くれる。



息子が任意後見人になってくれた。
息子が私をサポートしてくれることに
なったので心強い。



※ 成年後見人等とは、補助人、保佐人、成年後見人のことをいいます。
詳しくは「成年後見制度について」（５・６ページ）をお読み下さい。

1

せいねんこうけんになんとう なに
成年後見人等として 何をするか、
けいかく た
計画を 立てます。

まず、ご本人が どのような 生活をしているか、
どのくらい 財産を持っているか 調べて ご本人に
あ せいかつ かね つか
合った 生活の しかたや お金を どう 使っていくか
かなが
などを 考えます。



2

ほんにん き ぼう き
ご本人の 希望などを 聞いて、
ひつよう てつづき おこな
必要な 手続を 行います。

ほんにん おも せいかつ かんが ひつよう
ご本人の 思いや 生活の ようすを 考えて、必要な
ふくし えら ねんきん う と
福祉サービスを 選んだり、年金を 受け取るために
ひつよう てつづき おこな
必要な 手続を 行ったりします。



せいねんこうけんにんとう つぎ おこな
成年後見人等は、次のようなことを行います。

3

かね
お金のトラブルから ご本人を
まも
守ります。

ほんにん あくしつぎょうしゃ ひつよう
ご本人が、悪質業者にだまされて、必要のないもの
を かわされるなどのトラブルに まきこまれた
ばあい けいやく と け
場合にはその契約を取り消すことができます。



4

ほんにん せいかつ
ご本人の生活のようすを
かていさいばんしょ ほうこく
家庭裁判所に報告します。

ほんにん けんこうじょうたい く かね と ち
ご本人の健康状態や暮らしぶり、お金や土地が
どのくらいあるかについて 家庭裁判所に ほうこく
します。



3

せい ねん こう けん せい ど

成年後見制度について

せい ねん こう けん せい ど

成年後見制度とは



認知症、知的障害、精神障害、発達障害などによって物事を判断する能力が十分ではない方（ここでは「ご本人」といいます。）について、ご本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、ご本人を法律的に支援する制度です。



Q

せい ねん こう けん せい ど

成年後見制度にはどのような種類がありますか？

A

にん い こう けん せい ど

ほう てい こう けん せい ど

任意後見制度と法定後見制度があります。

● 判断能力が**不十分になる前**に



1

にん い こう けん せい ど
『任意後見制度』へ



● 判断能力が**不十分になってから**



2

ほう てい こう けん せい ど
『法定後見制度』へ



1

にん い こう けん せい ど 任意後見制度

ご本人に十分な判断能力があるうちに、判断能力が低下した場合には、あらかじめご本人自らが選んだ人（任意後見人）に、代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度です。

任意後見契約は、公正人の作成する公正証書によって結ぶものとされていますので、その手続や費用については、最寄りの公正役場におたずねください。

ご本人の判断能力が低下した場合に、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じます。この手続を申し立てることができるのは、ご本人やその配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者（任意後見人となる方）です。

※ ご本人以外の方の申立てにより任意後見監督人の選任の審判をする場合には、ご本人の同意が必要です。ただし、ご本人が意思を表示することができないときは必要ありません。

にん い こう けん けい や く 任意後見契約締結

判断能力の低下

にん い こう けん かん とく にん
家庭裁判所に任意後見監督人選任の申立て

にん い こう けん かん とく にん
任意後見監督人の選任

にん い こう けん けい や く
任意後見契約の効力発生





2 法定後見制度

ご本人の判断能力が不十分になった後、家庭裁判所によって、^{せいねんこうけんしん}成年後見人等が選ばれる制度です。ご本人の判断能力に応じて、「^{ほじょ}補助」「^{ほさ}保佐」「^{こうけん}後見」の3つの制度が用意されています。

法定後見制度の3種類

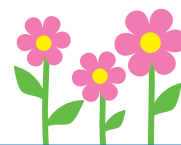
	ほじょ 補助	ほさ 保佐	こうけん 後見
対象となる方	判断能力が 不十分な方	判断能力が 著しく不十分な方	判断能力が 欠けているのが 通常の状態の方
^{せいねんこうけんしん} 成年後見人等が 同意又は取り消す ことができる行為 (※1)	申立てにより裁判所 が定める行為 (※2)	借金、相続の承認な ど、民法 13 条 1 項 記載の行為のほか、 申立てにより裁判所 が定める行為	原則としてすべての 法律行為
^{せいねんこうけんしん} 成年後見人等が 代理することが できる行為 (※3)	申立てにより裁判所 が定める行為	申立てにより裁判所 が定める行為	原則としてすべての 法律行為

※1 ^{せいねんこうけんしん}成年後見人等が取り消すことができる行為には、日常生活に関する行為（日用品の購入など）は含まれません。

※2 民法13条1項記載の行為（借金、相続の承認や放棄、訴訟行為、新築や増改築など）の一部に限ります。

※3 ご本人の居住用不動産の処分については、家庭裁判所の許可が必要となります。

※ ^{ほじょ}補助開始の審判、^{しんぼん}補助人に同意権・^{どういけん}代理権を与える審判、^{だいりけん}保佐人に代理権を与える審判をする場合には、ご本人の同意が必要です。



4 手続の流れ

市区町村・民間団体等

市区町村に設置されている地域包括支援センターや中核機関、社会福祉協議会、成年後見制度に関わる専門職の団体（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会など）等に、成年後見制度を利用するための手続、必要な書類、成年後見人等になってくれる方の確保などについて、あらかじめ相談することができます。



裁判所での手続説明を希望される場合は、
家庭裁判所の手続案内へ

家庭裁判所

手続案内

後見等の開始の手続の流れや、申立てに必要な書類等について、ご説明します（説明用のDVDもご覧いただけます。）。



1 申立て

- 申立てには、申立書などの書類や、申立手数料などの費用が必要です。
- 来庁する日時について、電話で予約をしていただく家庭裁判所もあります。

2 調査等

- 裁判所から事情をお尋ねすることがあります。
※ご本人の判断能力について鑑定を行うことがあります（別途費用がかかります。）。

3 審判

- 後見等の開始の審判をすると同時に成年後見人等を選任します。

4 報告

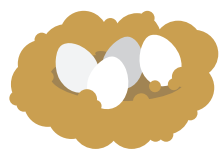
- 成年後見人等は、選任後速やかに、ご本人の財産や生活の状況を確認して、財産目録及び収支予定表を作成し、家庭裁判所に提出します。
- 成年後見人等には、原則として少なくとも年に1回、ご本人の生活や財産の状況などの報告を求めています。



Q 申立てについて

- Q1 申立てはどこの裁判所でもできますか？
- Q2 誰でも申立てができますか？
- Q3 申立てにはどのような書類が必要ですか？また、費用はかかりますか？
- Q4 鑑定かんていが必要な場合があると聞きましたが、どのような場合ですか？
- Q5 申立てを取り下げることができますか？

A ▶ 詳しくは 9 ページへ



Q 成年後見人等の選任

- Q1 成年後見人等せいねんこうけんにんにはどのような人が選ばれますか？
- Q2 成年後見人等せいねんこうけんにんは、選任されたらまずどのようなことをするのですか？

A ▶ 詳しくは 10 ページへ

Q 適切な後見等事務を行っていただくために

- Q1 成年後見人等せいねんこうけんにんによる適切な後見等事務こうけんをサポートするための方策はどのようなものがありますか？
- Q2 後見制度支援信託こうけんせい ど し えんしんたく及び後見制度支援預貯金こうけんせい ど し えん よ ちよ きんの仕組みや手続の流れはどのようなものですか？

A ▶ 詳しくは 11 ページへ

Q 後見等事務及び報告

- Q1 成年後見人等せいねんこうけんにんに選任された後、どのようなことに注意する必要がありますか？
- Q2 後見等事務こうけんの報告はどれくらいの頻度で行うのですか？
- Q3 成年後見人等せいねんこうけんにんに報酬ほうしゅうは支払われますか？
- Q4 住所を変更した場合はどうすればよいですか？

A ▶ 詳しくは 13 ページへ

Q 後見等の終了

- Q1 成年後見人等せいねんこうけんにんの仕事はいつまで続きますか？
- Q2 成年後見人等せいねんこうけんにんの仕事が終了した後はどのようなことをするのですか？

A ▶ 詳しくは 14 ページへ



5 申立てについて



Q1 申立てはどこの裁判所でもできますか？

A 申立ては、ご本人の住所地を管轄^{かんかつ}する家庭裁判所にしてください。
管轄^{かんかつ}の家庭裁判所がわからない場合は最寄りの家庭裁判所におたずねください。

Q2 誰でも申立てができますか？

A 申立てをすることができる方は、ご本人、配偶者、四親等^{しんとう}内の親族などです。その他に市区町村長が申し立てることもできます。

※ ご本人から見て次の方たちが、四親等^{しんとう}内の主な親族に当たります。

- ・親、祖父母、子、孫、ひ孫
- ・兄弟姉妹、甥、姪
- ・おじ、おば、いとこ
- ・配偶者の親、子、兄弟姉妹

Q3 申立てにはどのような書類が必要ですか？また、費用はかかりますか？

申立てに必要な書類や費用のうち、主なものは次のとおりです。

● 申立書

● 診断書^{せいねんこうけん}（成年後見用）

※ 申立書及び診断書^{せいねんこうけん}（成年後見用）の用紙は家庭裁判所や裁判所ウェブサイト（裏表紙をご覧ください。）から入手できます。

● 申立手数料（1件につき800円分の収入印紙）

※ 補助^{ほじょ}や保佐^{ほさ}において、代理権^{だいりけん}や同意権^{どういけん}を付与する審判^{しんぱん}を同時に申し立てる場合は、これらの申立てそれぞれにつき収入印紙800円分が必要になります。

● 登記嘱託手数料^{とうきしよくたく}（2,600円分の収入印紙）

● 郵便切手

● ご本人の戸籍謄本^{こせきとうほん}

● 鑑定料^{かんてい}（鑑定^{かんてい}を行う場合） など

詳しくは、家庭裁判所に用意されている一覧表などでご確認ください。

Q4 鑑定^{かんてい}が必要な場合があると聞きましたが、どのような場合ですか？

ご本人の判断能力^{かんてい}の程度を慎重に判断するため、医師による鑑定^{かんてい}を行うことがあります。
この場合は、鑑定料^{かんてい}が必要になります。鑑定料^{かんてい}は個々の事案によって異なります。

※ 鑑定料^{かんてい}を含め申立てに必要な手続費用は、原則として申立人に納めていただくことになります。

なお、経済的に余裕がない方については、市区町村による助成を利用できる場合があります。詳しくは市区町村の窓口におたずねください。

Q5 申立てを取り下げることはできますか？

A 申立てをすると、家庭裁判所の許可を得なければ取り下げることはできません。例えば、申立人が候補者として推薦する方が成年後見人^{せいねんこうけんにん}等^らに選任されそうにないという理由では、原則として申立ての取下げは認められません。

6

せいねんこうけんにん

成年後見人等の選任

家庭裁判所



Q1

せいねんこうけんにん

成年後見人等にはどのような人が選ばれますか？

家庭裁判所では、後見等の開始の審判をすると同時に成年後見人等を選任します。
成年後見人等の選任に当たっては、家庭裁判所が、ご本人にとって最も適任だと思
れる方を選任します。

A

申立ての際に、ご本人に法律上又は生活面での課題がある、ご本人の財産管理が複雑
困難であるなどの事情が判明している場合には、弁護士、司法書士、社会福祉士など、
成年後見人等の職務や責任についての専門的な知識を持っている専門職を成年後見人等
に選任することがあります。

なお、誰を成年後見人等を選任するかという家庭裁判所の判断については、不服申立
てをすることはできません。

Q2

せいねんこうけんにん

成年後見人等は、選任されたらまずどのようなことをするのですか？

成年後見人等は、選任後速やかに、面談などを通じてご本人の生活の状況や今後の生
活上の希望等を確認します。また、銀行等へ必要な届出を行い、後見等事務の方針を立
てた後、財産目録及び収支予定表を作成し、家庭裁判所に提出します。

A

※ 銀行等へ必要な届出を行う際に、登記事項証明書の提出を求められることがあります。登記事項証明書には後見等
の開始の審判の内容が記載されており、法務局で取得することができます。

※ 財産目録とは、ご本人の預貯金や不動産などの財産がどれくらいあるのかを記載した書面です。

※ 収支予定表とは、ご本人の収入と支出の予定について、生活状況を踏まえて記載した書面です。



7 適切な後見等事務を 行っていただくために

Q1

成年後見人等による適切な後見等事務をサポート
するための方策はどのようなものがありますか？

A

● 後見監督人等の選任

予定されている後見事務が複雑困難である場合には、家庭裁判所は、成年後見人等の事務をサポートするため、弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職を後見監督人等に選任することがあります。

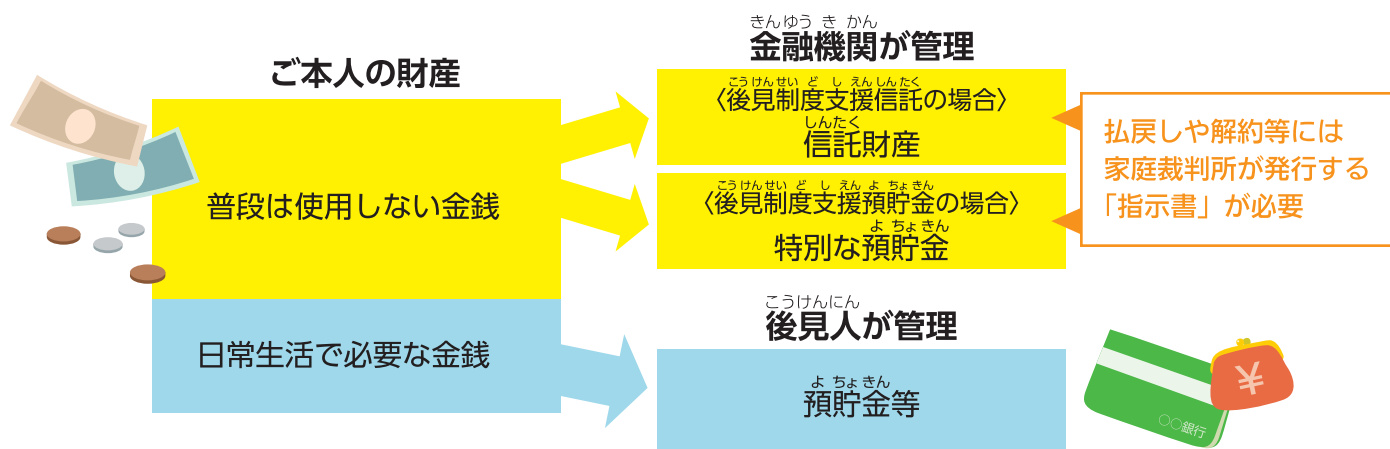
● 後見制度支援信託又は後見制度支援預貯金の利用

成年後見人に適切に財産を管理していただくための一つの選択肢として、後見制度支援信託又は後見制度支援預貯金の利用を検討する場合があります。

これらの仕組みは、ご本人の財産のうち、日常的な支払をするのに必要十分な金銭を預貯金等として成年後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託財産又は特別な預貯金として金融機関が管理するものです。

この仕組みを利用することによって、成年後見人は日常的に必要な金銭を管理することになり、財産管理の負担が軽減されるというメリットがあります。

後見制度支援信託・後見制度支援預貯金の仕組み（イメージ図）



※ ご本人のために急に多額の金銭が必要となることもありますので、家庭裁判所では、指示書を迅速に発行するように配慮しています。



Q2

A

後見制度支援信託及び後見制度支援預貯金の仕組みや 手続の流れはどのようなものですか？



● 後見制度支援信託等の利用の適否についての検討

成年後見人は、ご本人の生活状況や財産状況を踏まえて検討し、後見制度支援信託等の利用に適しているか否かについて、家庭裁判所に報告します。

● 信託契約・預貯金契約の締結

家庭裁判所は、後見制度支援信託等の利用に適していると判断した場合は、信託契約や預貯金契約を締結するための指示書を成年後見人に交付します。成年後見人は金融機関に指示書を提出し、契約を締結します。

● 金融機関からの払戻し・追加信託又は追加預入れ

契約の締結後、金融機関からの払戻しや追加して信託や預入れを行う必要が生じる場合があります。

手続には家庭裁判所が発行する指示書が必要となる場合があります。

- ※ 後見制度支援信託は、保佐、補助及び任意後見では利用できません。後見制度支援預貯金については、金融機関によっては、保佐及び補助で利用できる場合があります（任意後見では利用できません。）。後見制度支援預貯金は、金融機関によっては、未成年後見において利用できない場合があります。
- ※ 詳しくは利用を検討している金融機関におたずねください。
- ※ 後見制度支援信託等を利用する際に、専門職が後見人又は後見監督人として関与した場合には家庭裁判所の定める報酬が必要となる場合があります（別途、金融機関の管理報酬が生じる場合もあります。）。なお、信託契約の締結後、専門職が関与する必要性がなくなれば、専門職は辞任します。

適切な後見等事務を行っていただくために

一部の金融機関では、預入れ・払戻しの際に後見監督人等の関与を必要とする預金の取扱いも行われています。詳しくは、最寄りの家庭裁判所におたずねください。



8

こう けん

後見等事務及び報告



Q1

せいねんこうけんになん

成年後見人等に選任された後、

どのようなことに注意する必要がありますか？

A

成年後見人等は、ご本人の意向を尊重し、安定した生活を送ることができるよう、ご本人の身上に配慮する必要があります。

また、財産を適切に管理する義務を負っていますので、成年後見人等がご本人の財産を不適切に管理した場合には、成年後見人等を解任されるほか、損害賠償請求を受けるなど民事責任を問われたり、業務上横領などの罪で刑事責任を問われたりすることもあります。

Q2

こう けん

後見等事務の報告はどれくらいの頻度で行うのですか？

A

家庭裁判所は、必要に応じて成年後見人等に後見等事務の状況の報告を求めており、この報告により、成年後見人等が適切に事務を行っているか確認します。

現在、成年後見人等は、一般的には1年に1回、決められた時期に後見等事務の状況を報告するよう求められています。

Q3

せいねんこう けんになん

ほうしゅう

成年後見人等に報酬は支払われますか？

A

成年後見人等や後見監督人等は、家庭裁判所に報酬付与の申立てを行った場合には、家庭裁判所の定めた報酬をご本人の財産から受け取ることができます（家庭裁判所の許可なくご本人の財産から報酬を受け取るとはできません。）。

※ 任意後見監督人についても、家庭裁判所に対して報酬付与の申立てを行った場合には、家庭裁判所の判断により、ご本人の財産から報酬が支払われることになります。

Q4

住所を変更した場合はどうすればよいですか？

A

ご本人や成年後見人等の住所を変更したときは、法務局に「変更の登記」を申請してください（申請の手続については、最寄りの法務局におたずねください。）。

また、その際には家庭裁判所に連絡してください。

!

裁判所のウェブサイト（裏表紙をご覧ください。）では、成年後見人等の仕事と責任についてわかりやすく説明した動画も配信しています。



9 こう けん 後見等の終了



Q1 せいねんこうけん 成年後見人等の仕事はいつまで続きますか？

A

せいねんこうけん 成年後見人等の仕事は、ご本人が病気などから回復し判断能力を取り戻すか、ご本人が亡くなるまで続きます。申立てのきっかけとなった当初の目的（例えば、保険金の受領や遺産分割など）を果たしたら終わりというものではありません。

なお、せいねんこうけん 成年後見人等を辞任するには、家庭裁判所の許可が必要となります。

Q2 せいねんこうけん 成年後見人等の仕事が終わった後は どのようなことをするのですか？

A

● 家庭裁判所への連絡及び報告

ご本人が亡くなった場合等は、まず、家庭裁判所に連絡し、その後の事務について確認してください。

● ほうむきょく 法務局への登記の申請

家庭裁判所への連絡等のほか、ほうむきょく 法務局に「終了の登記」を申請してください（申請の手続については、最寄りのほうむきょく 法務局におたずねください。）。



成年後見制度についてのお問い合わせ先



せいねんこうけんせい ど

成年後見制度の利用や申立てについてのご相談

各市区町村の 地域包括支援センター または 社会福祉協議会

- ※ 障害者の方の相談窓口は、市区町村及び市区町村が委託した指定相談支援事業者となります。
- ※ 市区町村に中核機関が設置されている場合は、そちらも利用できます。
- ※ 相談窓口の連絡先などについては、各市区町村の窓口におたずねください。
- ※ 法定後見制度を利用する際に必要な経費を助成している市区町村もあります。
詳しくは、各市区町村の窓口におたずねください。

法的トラブルで 困ったときのお問い合わせ

日本司法支援センター(法テラス)

<https://www.houterasu.or.jp/>



おなやみなし
0570-078374

※ 固定電話からは、全国どこでも 3 分 8.5 円（税別）で
通話することができます。

※ IP 電話からは「03-6745-5600」にお電話ください。

後見制度支援信託 について

一般社団法人信託協会リーフレット

「後見制度をバックアップ・後見制度支援信託」

<https://www.shintaku-kyokai.or.jp/document/pamphlet.html>

成年後見登記に関する 申請等について

法務省ホームページ

<https://www.moj.go.jp/>

- ※ 登記されていないことの証明申請書は、最寄りの法務局・地方法務局から取り寄せることができるほか、
法務省ホームページからダウンロードすることも可能です。詳しくは、最寄りの法務局・地方法務局におたずねください。

任意後見契約について

日本公証人連合会 または 全国の公証役場

<https://www.koshonin.gr.jp/>

TEL 03-3502-8050

成年後見制度の申立てや 手続のご案内

裁判所ウェブサイト(後見ポータルサイト)

<https://www.courts.go.jp/saiban/koukenp00/>

後見ポータルサイト

検索

- ※ 手続のご説明のほか、最寄りの家庭裁判所や申立書書式等をご紹介します。

